



ケアラー支援を推進する活動が進んでいます ～北海道と京都より～

ケアラー・ヤングケアラーを支援する条例の制定や、自治体による施策、地域の活動が進んでいます。

2022年3月には、北海道ケアラー支援条例が制定されました。ケアラー支援にあたっては、ケアラー当事者や、ケアラー支援に取り組んでいる現場の機関・専門職や市民の拠り所となる「ケアラー支援拠点」の創設が求められますが、条例制定を受けて、2022年6月1日、北海道社会福祉協議会に、全世代のケアラーを対象とする「ケアラー支援推進センター」が設置されました。京都では、5月、ケアラー支援条例をつくろう!と、当事者団体(ケアラー組織)が共同代表を務める「京都ケアラーネット」が活動を始めました。

北海道社会福祉協議会・ケアラー支援推進センターの設置

北海道社会福祉協議会 ケアラー支援推進センター長 中村健治

●はじめに

北海道社会福祉協議会(以下「道社協」)によるケアラー支援の取り組みを振り返ると、1983年7月の第10回社会福祉講座(道社協主催)での、「呆け老人をかかえる家族の会」岐阜支部代表の敷島妙子氏を囲む懇談会がきっかけとなっています。道社協としても、介護者の悩みをうちあけ、話しあう「つどい」などの当事者の会の必要性を実感し、1983年8月に「すこやかな老後のために～ぼけの理解と介護」の小冊子を発行するとともに、懇親会の参加者へ「家族の会」設立を呼びかけ、翌1984年3月に「札幌呆け老人を抱える家族の会」を設立しました。1985年には、釧路市においても「父さんを殺して私も死にたい…」という家族介護者の切実な声をきっかけに「認知症や寝たきりの高齢

者を介護する家族の会」が設立され、現在、道内の家族会は44団体となっています。

また、道社協として「ぼけ老人介護講座」の開催や、在宅福祉3本柱の一つである

ホームヘルプサービスの多くを担っていた市町村社協と連携して、サービスの利用とそれを促進する在宅介護者のリフレッシュ事業に取り組んできました。

●道社協・ケアラー支援推進センターの設置

このように、家族介護問題は古くて新しい地域福祉課題と言えますが、道社協としては、次の二つの現状から、早急に社会(全体)で、仕組みづくりとして取り組むべき地域福祉課題であると捉え、2022年度の重点事業としてケアラー(ヤングケアラーを含む)支援に取り組むこととしました。

一つは、「ケアを必要とする人が増えている」ということです。北海道においては、少子化や高齢化、人口減少が全国平均を上回っており、急務の課題となっています。全国で見ても、特に、75歳以上の高齢者の増加により、要支援・要介護認定率の上昇や認定者数の増加が見込まれ、認知症の人も2025年には65歳以上人口の5人に1人と予測されています。また、障がい者も増加傾向にあり、障害福祉サービスと障害児サービスの利用者数も年々増え、2019年7月から2020年7月で3.8%伸びています(障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料、2021)。

二つは、「ケアを取り巻く環境が変化している」ということです。家族や社会の変化により、世帯人員は年々少なくなり、一方で世帯数は増え続け、単独世帯や夫



センターの看板を掲げる中村氏(左)



婦のみ世帯が増加しています。また、世帯に占める65歳以上の人がいる世帯割合も急増し、2018年(48.9%)には1980年の約2倍になっており、「家族介護力」が低下してきています。地域においても「無縁社会」と言われるように、地域コミュニティが築きづらくなり、「隣は何をする人ぞ!!」というように、地域のつながりや見守り、助け合いなどの「地域力」も低下してきています。

また、ケアラー自身が自分をケアラーと認識できない場合が多いこと、子どもの場合には、小さい頃のお手伝いレベルから徐々にケアが重度化・深刻化することも多く、子ども自身や周りがヤングケアラーを自覚しづらかったり気づけないこと、ケアラーには子どもから高齢者まで多世代にわたる多様なケアラーがいることなどがわかってきています。

このようなことから、「ケアラー支援推進センター(以下「センター」)」は、ケアラーやヤングケアラーという言葉を知り、ケアラーやヤングケアラーが認知され、各地域においてケアラー支援の仕組みづくりが進められることを目指して設置されました。

●道社協・ケアラー支援推進センターの取り組み

センターの具体的な取り組みは、「普及啓発事業」「理解促進事業」「地域づくり事業」の3つです。「普及啓発事業」では、センターの設置を始めさまざまな

ツールによる普及啓発活動や情報収集・発信、調査などを行ないます。「理解促進事業」では、専門職向けと一般向けの人材育成を行います。「地域づくり事業」では、ケアラー支援に携わる団体や組織、専門職のネットワーク構築の場づくりを行うほか、市町村や市町村社協等のケアラー支援の取り組みを地域性に応じて支援します。

なお、「理解促進事業」と「地域づくり事業」については、今年4月1日施行された『北海道ケアラー支援条例』に伴い北海道が取り組む施策である「ケアラー支援に携わる人材育成事業」「地域づくりを通じたケアラー支援事業」を道社協が受託し、6月1日より北海道と協働して進めています。特にこの2事業においては、北海道の広域性とケアラー支援に関する地域格差等があることから、地域の推進役となるキーパーソンを北海道のエリアごとに養成しています。研修を受けた受講生は、研修時においてはファシリテーターとして、地域づくりにおいては地域アドバイザーとしての役割を担ってまいります。

今後の取り組みについては、北海道において本年度策定される推進計画を踏まえ、北海道、関係機関、地域の皆さまと協働しながら、地域性に応じた柔軟な取り組みを行っていく予定です。

北海道ケアラー支援条例

北海道では2021年6月28日に、高齢や障がい、病気の家族を世話する「ケアラー(ヤングケアラー含む)」の支援に向けた有識者会議が設置され、道内における実態調査と支援策の方向性の検討が進められました。同年7月から8月にかけて、「高齢者・障がい者を世話しているケアラー等」と「ヤングケアラー」の実態調査が実施され、11月29日には「北海道ケアラー支援条例(仮称)素案」についてのパブリックコメントが出され、2022年3月24日に条例が可決し、4月1日に『北海道ケアラー支援条例』が施行されました。

北海道における条例制定の意義は、ケアラーを要ケア者に対する介護力ではなく、一人の個人として尊重し支援すべき存在である旨を明らかにしたこと、北海道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割などを定めたところと言えます。また、条例が支援しようとする対象は、「家族の介護や援助を行うケアラー」と「ケアラーによる介護や援助を受けている家族」の双方としています。さらに、年齢や境遇などを要件とせず、家族介護者が広く該当する仕組みとなっています。第1条の目的では、「すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことがで

きる社会の実現をめざす」ということだけではなく「将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」という、ウェルビーイングと自己実現ができる地域づくりに取り組むというところに特徴があります。【参考1】

また、この条例に掲げる施策や役割をさらに具現化し、ケアラー支援を総合的に実施していくための行動指針として、2022年度中に「推進計画」を策定すべく、現在、有識者会議で検討しています。

参考1「北海道ケアラー支援条例」(令和4年北海道条例第2号)について
条例の構造と主なポイント(各条項の趣旨を要約等して掲載)

支援の対象	ケアを行う側 … 家族の介護や援助を行うケアラー、ヤングケアラー(18歳未満) ケアを受ける側 … ケアラー、ヤングケアラーによる介護や援助を受けている家族
▼ 条例が目指す姿	
第1条 【目的】	全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現
▼ 目的達成に向けた取組を進めていくに当たって基本となる考え方	
第3条 【基本理念】	(1) 個人の尊重と孤立の防止(「自分らしく暮らし」の確保) (2) 年齢や環境に応じた適切な支援 (3) 相互連携による地域全体の支援 (4) ケアラーとその家族への一体的な支援 (5) 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮(ヤングケアラー)
▼ 支援を効果的に展開していくための柱となる施策	
第11～13条 【基本的施策】	①普及啓発の促進(関係機関や道民に対して行う広報、理解深化の取組) ②早期発見及び相談の場の確保(相談支援体制の充実強化) ③地域づくり(交流拠点の設置促進や支え合いの意識醸成)
▼ 相互連携を図る主体の責務や役割【第10条で「推進計画」の策定を義務づけ(道)】	
第4～9条【責務、役割】	◆道の責務 ◆市町村が担う役割の重要性(再認識) ◆道民・事業者・関係機関・支援団体の役割



京都でのケアラー支援の条例化運動

立命館大学特任教授 津止正敏

京都にケアラー支援条例をつくろう!と認知症や障害、難病、ひきこもりや外国にルーツのある人等々と暮らす京都の当事者団体(ケアラー組織)のリーダー層を共同代表とするネットワークが活動を始めました。「ケアラー支援条例をつくろう!ネットワーク京都(略称・京都ケアラーネット)」と名称が少々長いのが難点ですが、しかし目指すものがこのとおりだけに許容範囲かと思えます。

そのキックオフイベントは、去る5月22日に開催。会場参加者が40人あまり、オンライン参加の申し込み者は70人を超えました。府・市議会からも3党派5人の議員が足を運んで耳を傾けてくれました。イベントでは、この分野で最初に火をつけ全国に拡げた堀越栄子さん(日本ケアラー連盟代表理事)に、ケアラー支援条例の全国的動向とその意義について基調講演をお願いしました。共同代表を務めるリーダーの中から6人が意見表明、決意表明を行いました。

私たちは、「趣意書」以外には会則めいたものを持ちません。高齢者から若者まで世代も分野も横断するネットワーク、そして3年間という期間限定でボトムアップの条例化運動を進める等々を趣意書に記しました。方針とその執行、関係機関・者への働きかけ、ロードマップ策定等々はすべて役員会(共同代表者会議)において確認しながら進めています。5月のキックオフイベント以降、毎月の「定例役員会(共同代表者会議)」に偶数月での「公開学習会」を軸にしての活動です。共同代表



ハイブリッドでの市民公開学習会の様子(2022年8月27日、立命館大学)

は、京都を拠点に活動するケアラー組織を背負っている「リーダー層」ということを原則にして組織化を図ってきました。共同代表は16人(13団体)で発足しましたが、いま20人(15団体)に拡がり、さらにあと3団体のリーダーへの参加要請を行っています。

京都には、高齢者分野だけでなく、多くの伝統ある、障害者・難病者・不登校・ひきこもり・外国ルーツの人と暮らす家族等のケアラー組織が活動しています。子ども・若者の組織も生まれました。しかし、今回のように分野世代横断的にケアラー組織が深く交流するという機会はなく、それだけでも画期的で意味のあるネットワークの発足ともなりました。

それでも、課題も文化も違う団体を背負うトップリーダー間での合意づくりは難しさもあります。一路直線的に相互理解が深まるというものではありません。行きつ戻りつの議論が続きます。①条例で何ができるか。先行自治体での経験や実態を知ろう。②「本人」支援と「ケアラー」支援の関係をどう考えるか。余りに貧弱な本人支援の実態が、ケアラー支援の議論をより複雑にしている。③ケアラー支援を言うほどに「家族」が焦点化される。ケアと家族に関する議論をもっと深めるべきではないか、等々。時間がかかります。ただ、こうした議論こそがメンバー相互の信頼感を育み、「ケアラー支援」の正当性を捕捉する太い補助線になるのだということもまた押さえておきたいと思えます。

「介護者になっても自分らしい人生を」。これは私たちの取り組みを報じたある全国紙記事の見出しです。ケアラーの思いを代弁しているように感じました。長い間、社会の含み資産とみなされ、ケアを担うことが当然視されてきたケアラーですが、社会的支援が必要な存在であることを強く訴えていこうと思えます。そして、ケアラーを支援することは、何よりもケアを大事にする社会実現への第1歩だということを広く発信していこうと思えます。皆様のご指導ご支援を切にお願いするものです。



フォトボイスプロジェクトに参加しました

2022年5月に行われた米国のケアラー支援組織(NAC)主催のグローバルなケアラー会議(World Carers Conversation 2022)のイベントとして、世界のケアラーを対象としたフォトボイスプロジェクトがあり、日本ケアラー連盟が窓口となり、日本から3名のケアラーが参加し、日本のケアラーの声を世界に発信してくださいました。フォトボイスとは写真とともに声を伝える手法で、今回はガーナ、ブラジル、台湾、ニュージーランドなど世界の13名が参加しました。以下のサイトで一人ひとりの動画を見ることができます。参加くださった3名のケアラーの皆様、ありがとうございました。いつか日本国内でもケアラーのフォトボイスを実施したいです。

<https://www.caregiving.org/global-voices-of-caregiving/>

(日本ケアラー連盟理事：山口麻衣)

2022年度定時総会を開催しました

6月26日、2022年度日本ケアラー連盟定時総会をZoom形式にて開催し、25名のオンライン参加がありました。協議・懇談の時間には連盟の各理事からの近況報告に続き、会員からそれぞれの地域でのケアラー支援の状況や条例の動き等の報告があり、活発な情報交換の場となりました。

委任状、書面表決を含め61名の出席者の賛同により、2022年度議案が承認されました。

2022年度は、先行しているヤングケアラー支援にとどまらず、全世代型のケアラー支援の法制化、条例化、政策化を進めることに力を入れるとともに、基礎自治体・地域でケアラー支援の具体的なイメージがもてるよう、より具体的な支援施策の提案、実践的なケアラー支援策の提案を行なっていきます。

(事務局)

日本ケアラー連盟主催の講座を開講します

日本ケアラー連盟には「ヤングケアラーを支援するためにヤングケアラーについて学びたい」「講師をさがしている」という声が多く寄せられています。ご要望にお応えし2022年10月より誰でも学べる講座を開催いたします。ヤングケアラーを理解し支援するためのオンライン講座です。講座は次の3コースです。

A 入門コース：ヤングケアラーについての理解と支援についての知識を学ぶ入門コースです。スライドとナレーションによるわかりやすい内容です。

B 基礎コース：ヤングケアラーの理解と支援についての知識をもったうえで、ヤングケアラー

への支援をするための基礎力を身につけることを目標としたコースです。5人の講師の講演を通して学べます。

C 研修インストラクター養成コース：ヤングケアラーの理解と支援の必要性を広める人材となっていただくことを目標としたコースです。

詳細は日本ケアラー連盟 HP 内専用サイトでご確認ください。

<https://carersjapan.com/e-learning-yc/>

みなさまのお申込みをお待ちしております。

※先着順で定員になり次第締め切りとなります。お申込みは早めです。(事務局)

日本ケアラー連盟主催
U-Next
ヤングケアラーを理解し支援するための
e-ラーニング
オンライン講座
2022年10月開講
支援研修のインストラクターになりたい！
オンライン集合研修(初級)
ヤングケアラーをサポートしないから、ヤングケアラーをもっと知りたい！
オンラインのみ
✓オンデマンド配信のため
どなたでもご自宅から受講できます
✓期間中は何度でも受講が可能
✓2022年10月より開講
日本ケアラー連盟
一般社団法人 日本ケアラー連盟

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方(個人)は、どなたでも申し込みできます(会員は法的には「社員」と呼ばれます)。

〈年会費〉正会員(社員)：5,000円/年 *総会の議決権があります。
応援会員(個人)：1口 2,000円/年
応援会員(団体)：1口 10,000円/年

〈定款〉 <https://carersjapan.com/about/teikan/>

〈入会申込み〉 FAX (またはEメール)でお申し込みください。
<https://carersjapan.com/supportus/>

★FAX 03-6809-1093

★Eメール info@carersjapan.com

●寄付するには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。マンスリー寄付は、月500円から受け付けています(HPをご覧ください)。

〈寄付申込み〉 FAX (またはEメール)でお申し込みください。
<https://carersjapan.com/supportus/>

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904
加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟
銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743
(普通)口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟